

## 不妊(症)の定義の変更について

平成 25～26 年度生殖・内分泌委員会生殖医療リスクマネジメント小委員会では、本会用語集にある「不妊(症)」の定義の中にある期間の表現に関して、変更の必要性を検討してきました。

その結果、海外の諸機関(WHO, ICMART, ASRM, ESHRE)が infertility の定義を 1 年の不妊期間によるとしていることから、本会用語集にある不妊(症)の定義の不妊期間について、従来の定義の「2 年というのが一般的」を「1 年というのが一般的」と変更するのが適当であるとの結論に達しました。わが国において、女性の晩婚化やキャリア形成指向、その他の理由により女性の妊娠する年齢が上昇する中、不妊(症)の定義の変更により、女性がより早期に適切な不妊治療を受けることにつながると期待されます。

平成 27 年 8 月

公益社団法人 日本産科婦人科学会 理事長 藤井 知行  
 生殖・内分泌委員会 委員長 久具 宏司  
 生殖医療リスクマネジメント小委員会 委員長 苛原 稔

### 不妊(症)の定義の変更に関する新旧対照表(下線が変更点)

(旧)	(新)
不妊(症)infertility, sterility 生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、 避妊することなく性生活を行っているにもかかわらず、 妊娠の成立をみない場合を不妊という。その一定期間 については 1 年から 3 年までの諸説があるが、2 年とい うのが一般的である。一度も妊娠しない原発性不妊と、 過去に妊娠、分娩した経験のある婦人がその後妊娠し ない状態となった続発性不妊とがある。また、不妊の 原因によって男性不妊と女性不妊と分ける場合もある。	不妊(症)infertility, (sterility) 生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、 避妊することなく <u>通常の性交を継続的に</u> 行っている にもかかわらず、妊娠の成立をみない場合を不妊とい う。その一定期間については <u>1 年というの</u> <u>が一般的である。なお、妊娠のために医学的介入</u> <u>が必要な場合は期間を問わない。</u>

付記]

会員から寄せられたご意見をもとに、本年 7 月号 1602 ページに掲載した原案から、前文の一部を修正しました。前文の一部を修正した理由は、次のとおりです。

- ①不妊(症)という「疾患」の定義は科学的・学術的に定められるべきものであり、定義の変更が患者の受診を促すことを目的とするかのごとき表現は適切でないこと。
- ②女性の妊娠する年齢が上昇してきているという社会情勢の変化を不妊(症)の定義変更の理由とするならば、本来不妊(症)とは区別されるはずの加齢現象としての妊孕能の低下が、あたかも不妊(症)の原因の一つであるがごとき誤解を生むおそれがあること。